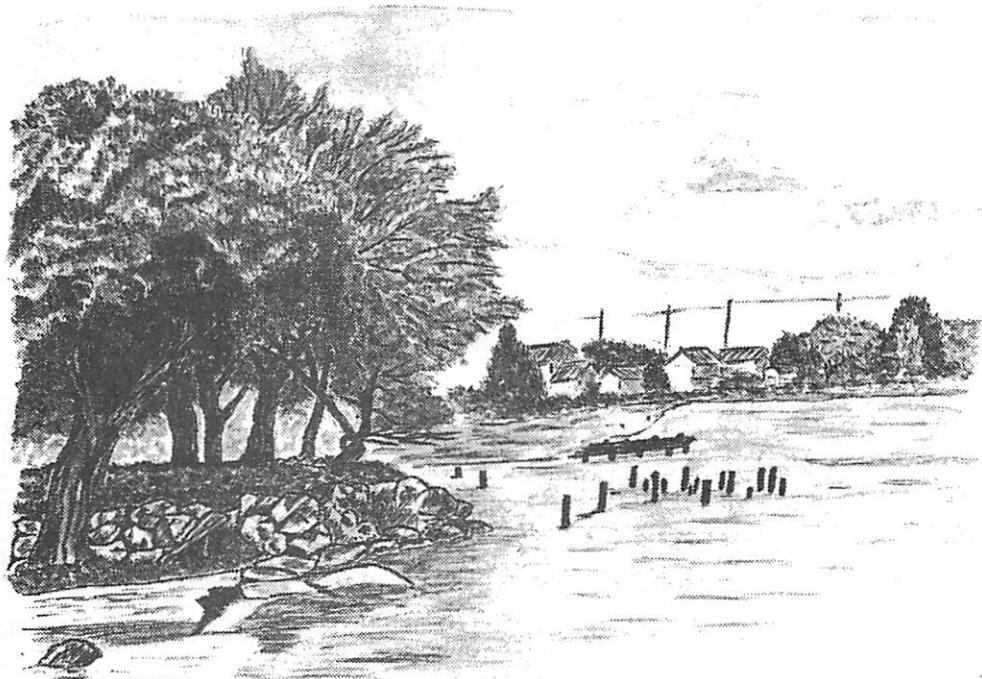




新緑の青柳湖畔



田中 弘 画

執筆者紹介	正義の戦士、東史郎氏に 深い哀悼を捧げる 宋恩榮
短歌	らんだむな私の改憲論批判
『障害者自立阻害法』成立 黒住嘉輝	村島昭男
総会のお知らせ	京都区職・市職の行政整理 反対闘争—血のメーデーの年— 不当解雇者復職対策協議会
浦本信子	「当事者としてのコメント」

正義の戦士、東史郎氏に 深い哀悼を捧げる

宋恩榮

殺戮行為を恥やみ、長識と善志を恢復し、大衆に称賛を送った。侵略の罪状を曝け出し、正義と剛毅を示し、同輩の模範となつた。

二月に東京地方裁判所と東京高等裁判所は前後で、「日記中に描写されたような残虐行為は存在しないと認識される。」として、二度に分けて東史郎氏に敗訴の判決を

を持たないで、まさかアメリカ人、中国人、ロシア人に期待しているのか！これは極めて簡単な道理である。あなたのようないく民族の面汚しはもう早く死になさい。」葉書きの末尾の宛て先には「京都市東山区日本人太郎」と書かれてあつた。郵便の日付印には「一九九八年一二月二五日」とあつたが、この日は東京高等裁判所が東史郎氏の敗訴を宣告した後の三日目であった。東史郎氏は「公理と正義の

章、「歴史の事実を認める」とは、まさか〈自虐〉になるのだろうか。」を送った。この文章は厳しく藤岡信勝の「自由主義史観」——いわゆる「尊嚴と榮華」、みせかけのために歴史の事実から逃避していくことや、戦争に対しても反省や自責を行わないことで、日本が永久に国際社会の許しを得られないようにしてしまうといったことを指している。眞実の事実から出発してこそ、科学的な歴史認識を

一九九七年六月と一九九九年三月、筆者は古くからの友人、日本地域教育会長渋谷忠男先生の同僚のもと、三度に渡り、京都丹後半島竹野郡間人町の齢九〇歳近くにもなる東史郎先生を訪れた。東史郎氏は當時、日本による中国侵略時の兵士の一名であり、一九三七年一二月、日本軍の南京占領の戦に参加し、無差別虐殺の暴行に加わった。戦後五〇年が過ぎ、苦痛な反省と自己の良心に対する叱咤を経験し、彼は当時の「軍中日記」を公表し、南京大虐殺の真相を眞に告白した。そのため、日本の右翼勢力は彼を「記述不正確」「名譽毀損」で提訴し、その場を借りて南京大虐殺の史実を全否定しようと画策した。

筆者の要求により事案の審判過程及び、第二次世界大戦時の日本軍が兵士に対して行つた軍国主義教育の状況を紹介してくれた。彼曰く、十数年に渡つて、右翼は自分に対して絶え間なく威嚇を加え、常々よく匿名の電話や葉書きを受け取つてゐるのだという。また時々、人々が群れを為して、車を運転してきては彼の家の四方八方を囲い、止まるごとなく罵声を浴びせたり、クラクションを鳴らしたりして生活の干渉をしてくる。彼は私達に一通の匿名の葉書きを見せてくれた。文中には、「東史郎氏、貴方の祖先と両親は正に今、黄泉の狭間から号泣している。却つて中國人が大笑いしているのを貴方は聞こえますか？日本人が日本人の肩

いくつもありてあり、たゞえ家の財産を全部使い尽くそうとも辞さない覚悟でいる。」と表明している。彼は筆を取り、筆者に「日中友好のためにも、私は引き続き上訴のつもりである。日本の中国侵略戦争の真相を曝け出し、日本が自らの侵略行為に対し真剣に反省せしめるように——東史郎。」日本では、東史郎氏に声援を送り支持している人も大変多い。渋谷先生及び地域と教育の会の構成員は、皆正義をモットーとしている方々である。彼らの中の多くは、東史郎氏の断固とした支持者や後援者である。一九九七年六月、筆者が京都を訪問している時に、地域教育の会員、久美浜中学の教師、石井内海先生は筆者に彼が「教育」雑誌に発表したばかりの一篇の文

教育に携わる者として、我々には子供達に歴史を忘れないこと、歴史を正視すること、そうすることで、はじめてあの罪悪な歴史の繰り返しをせずにすむことが可能となるのだということを教えるべきである！一九九九年二月、筆者が広島大学教育学部にて、研究生のための「抗日戦争時の中国教育の西遷」という講座を開いた後、藤井健司という名のある学生が「感想文」の一文を書いて手渡してきた。それには、「日本による中国侵略戦争の時期において、中国の教育事業に深刻な破壊をもたらした、との先生の紹介を聞き、私は特に心中ずつしりと重くなるのを感じた。私の祖父がかつて中国侵略戦争に参加し、中国人民を傷つけたことを深くお詫び申しあげま

を公表し、南京大虐殺の真相を握り出出した。そのため、日本の右翼勢力は彼を「記述不正確」「名譽毀損」で提訴し、その場を借りて南京大虐殺の史実を全否定しようと画策した。

クラクションを鳴らしたりして生活の干渉をしてくる。彼は私達に一通の匿名の葉書きを見させてくれた。文中には、「東史郎氏、貴方の祖先と両親は正に今、黄泉の狭間から号泣している。却つて中國人が大笑いしているのを貴方は聞こえますか?日本人が日本人の肩

である。彼らの中の多くは、東史郎氏の断固とした支持者や後援者である。一九九七年六月、筆者が京都を訪問している時に、地域教育の会員、久美浜中学の教師、石井内海先生は筆者に彼が「教育」雑誌に発表したばかりの一篇の文

た。それには、日本による中国侵略戦争の時期において、中国の教育事業に深刻な破壊をもたらした、との先生の紹介を聞き、私は特に心中すっしりと重くなるのを感じた。私の祖父がかつて中国侵略戦争に参加し、中国人民を傷つけたことを深くお詫び申しあげま

す」とあった。

同年三月、渋谷先生の同伴のもと、筆者が京都明通寺を参拝している時、中島哲演住持は「昭和二年（一九三七年）、日本国内訓練兵士」の古い写真一枚に手書きで「不戦平和」の四文字を書いて筆者に贈与し、日中両国人民の永遠の友好的な付き合いに対する願望を表した。内閣首相から参戦した老兵士まで、学者、教師から若い学生まで、どこにでも良識を未だに損なわず、頭脳が冷静である人士がいて、自ら進んで戦争や戦争責任について反省し未来について考えている。正にこれらの健全な力が、世界が日本の前途に対して希望を抱かすようにさせているのである。

一人の正義感、善良な品位の備わっている日本の老兵士がこの世を去つたことは、非常に人々にとって悲痛に堪えないものである。筆者はかつて、わざわざ三度も東史郎老人の家を訪れ、日本の中国侵略教育史について調査研究を行い、老夫婦と友好の契りを結んだ。彼はかつて、自ら筆をとり「日中友好のために私は控訴を続け、日本の中国侵略戦争の真相を曝け出し、日本が真剣に己の侵略行為について反省するよう促がせる。」と書いた。この老人が安らかにお

眠りできる」とを心から祈っています。そして日中両国の人民の友好は、きっと日本右翼の干渉を克

服し、これからも衰えることなくますます盛んとなるでしょう。

▼国際貢献というお節介

日本の国際貢献など放火犯の消防活動に等しく、かえつて火事を働くのがオチである。あの惨禍をもたらした数々の侵略戦争にまともな反省もせず、その戦犯を讀えて靖国に参拝する国の国際貢献など、自分の頭の蠅も追えない愚者のお節介にすぎない。

しかもアジアの人達の信頼をつなぎとめている憲法を変えてとあ

ぎない松本案に、あきれ返ったアメリカ・連合国が、新生日本の道を死に追いやつた、戦争への反省を示したのはゴードン女史の回顧から生まれた事は言うまでもない。

加えて、ヨーロッパに始まる近代思想としての、「國民主権、基本的人権としての自由と平等、平和と民主主義」という、人類積年の叡知に基づく、普遍的価値の結晶もある。

この煌々と輝く月に比べれば、改憲論はまさしくスッポンである。いささかの大義も知性のかけらもない改憲論に、ランダムな批判を試みたい。

▼押しつけ論

この煌々と輝く月に比べれば、

改憲論はまさしくスッポンである。いささかの大義も知性のかけらもない改憲論に、ランダムな批判を試みたい。

改憲論はまさしくスッポンである。いささかの大義も知性のかけらもない改憲論に、ランダムな批判を試みたい。

らんだむな私の改憲論批判

村島 昭男

らんだむな私の改憲論批判

環境権がないなど、憲法を貶めるのはいずれの攻撃があるが、憲法は國の大綱、タクアンの切り方や厚味まで書くものではない。環境権でいえば、二五条の「健康で文化的な生活」の明文に基づけばいい。なべて改憲派の言い分は、憲法を守らない事に発する。

▼憲法が時代に合わない

日本が再び侵略の脅威にならぬよう、叡知と良心を傾けて論議され、九条に結晶したのである。

押しつけられたのは憲法ではなく、日米安保条約である。

▼国家主権としての自衛権

この煌々と輝く月に比べれば、

改憲論者は憲法が自衛権を否定しているが如き謬論をふりまき、改憲世論を誘導しているが、人に正当防衛権がある様に、憲法条項のいかんにかかわらず侵略から國を守るのが国家主権である。問題は自衛権にかこつけて、再び他國へ押しかけて戦争する罪悪なねらいにある。

▼憲法は平和と民主主義の皆

この煌々と輝く月に比べれば、

日清戦争に始まり太平洋戦争に終る日本の侵略戦争に、いささかの反省もなく、その根柢となつた「大日本帝国憲法」の焼直しにす

身を落し、マンションの建設現場

や地上げの紛争に出向いたらしい
が、その男の述懐で「相手が力で
来るならそれ以上の力を備えれば
すむが、素手の住民が腕を組んで
世論を背景に立ち向かわれるのに
はお手あげだつた。非暴力で団結
した力ほど強いものはない」
平和と民主主義の許で生存するに

は「戦争せず、軍備を持たず」の憲法九条を守るのが第一。三ヶ日で片づくはずのアメリカのイラク侵略、日々泥沼。アメリカにも力が必要だ。

京都区職、市職の行政整理反対闘争

—血のメーデーの年—

不当解雇者復職対策協議会

昭和二七年組、ストによる地公
法第一号免職反対の闘い

一九五二年、京都市長高山義三は、財政困難を理由に市民不在の

行政整理を計画、豆区役所（註、
出張所）を廃止するなどの强行手

段によつて、多数の労働者の首を切ろうと考へました。そして、同

年七月一日には京都市職員整理要綱を發表し、職員の一五パーセン

トに及ぶ被整理者名簿を提出する
よう各所属長に命令したのであり
ます。

この整理要項第四項は、その職に必要な適格性を欠く場合として次の事項をあげています。

當時、京都市の市長部局の定員は、五三三一名であつたが、実員は五一〇二名にすぎず、二二九名の欠員がある。

員会を開いて協議した結果、市長の反省を促すには実力行使以外に道のないことを確認、七月一日から一斉休暇闘争に入ることを決

区職は各支部ごとに、この決定
をたゞさえ、強力な職場交渉を
こなうとともに、緊急拡大闘争委
員会に委任する。

二、今後の区職の闘争について
は、一切の権限を中央闘争委

一、市民と組合員の犠牲によつておこなわれる行政改革、草切りに対しては、一斉休暇を含む実力行使をもつてたたかう。

「いるようなものだ」といつて大層
首切りの方針を撤回しようとした
せんでした。ここにおいて組合員
の怒りは頂点に達し、七月五日上
京区役所で開かれた区職第四二回
中央委員会は、次のような闘争方
針を決定しました。

した事実をあげ、無謀な行政改革と首切り計画を中止するよう強く市長に申し入れた。しかし、高山市長は組合の道理ある主張に耳をかさず、逆に「京都市の現状は四人で担げる駕籠を六人で担いで

りました。また、職員一人当たり人口も、横浜市の九六人、大阪市の八〇人に對し、京都市は一一二人とはるかに多かつたわけです。

そこで京都市職、区職は、こう

とともに、課長が組合員の家庭を訪れ、組合の切り崩しにやつきてなるとともに、新聞、ラジオの報道を利用し、理事者の恫喝、市警

こうした闘争の発展に驚いた理事者は、組合員全員にあてて「キユウカミトメヌシユツキンセヨクチヨウ」という速達電報を発する

上京支部の組合員のたたかいを励ました。

孤立させるな、という声が高まり、各区役所と同じように業務遂行は不可能な状態となつてきました。それに加え一二日には、水道労組が一四日からの全面ストを決定し、

ることができませんでした。しかし、それらの支部にあっても、ぞくぞく職場集会が開かれ、理事者に対する抗議が相次ぎ、実質的には職場放棄と同じような状態に落ち入りました。そのうえ市職の職場においても、上京支部に統け、

入したのですが、このとき上京区役所では、三五〇名の職員のうち、監理課職員を除く三〇四名がこの休暇闘争に参加したのであります。だが、残念なことに上京を除く六支部は、休暇闘争に入

定、直ちに区職中闘委員長名をもつて、一日から三日間の一斉休暇を指令しました。

そして、一日から上京区役所と水道を中心とした休暇闘争に突

察のおどし文句をがなりたてました。だがこうした当局の圧力も、上京支部組合員の団結を破ることできませんでした。

その上、もし一四日に水道労組が全職場でストライキに入れれば、京都市の給水事業が大混乱に落ちることが明らかとなつてきました。あわてた理事者は十分な検討もおこなわず、一三日正午のNHKラジオ放送で、市職委員長ら一六名の懲戒免職処分を発表し、組合員に圧力をかけるとともに、一四日朝には、四条大宮に結集した上京支部組合員らを市警察におそわせ、六〇余名を検挙するという暴挙に出できました。

そこで組合側はやむなく休暇闘争を打ち切り、処分撤回闘争に切り換えましたが、市側は七月二五日上京区役所、水道を中心とする戒免職一名、解雇四名、停職三名減給七名、戒告その他七四〇名という大量処分を発表し、つづいて組合費の天引中止という追い打ちをかけてきたのであります。そして、この市当局の狂暴な弾圧方針は、市職、区職の内部に大きな動搖を引き起こし、結局市職は執行部の総退陣、区職は上京支部と他支部の分裂となり、市職労として統一されるまで、苦難の道を歩むこととなりました。

人事委員会におけるたたかい
不当な免職処分をうけた市職、区
職一七名の労働者は、直ちに不当
議反対同盟を結成し、市人事委員
会に処分取消を請求しました。
一七名の氏名と当時の組合役職は
以下のとおりです。

指摘し、処分取消を求めました。
しかし、人事委員会は、この誠
反側の主張に耳をかさず、一九五
四年五月八日、つぎのような理由
をあげて、処分取消請求を却下し
たのであります。

人事委員会におけるたたかい
不当な免職処分をうけた市職、区職、一七名の労働者は、直ちに不当職首反対同盟を結成し、市人事委員会に処分取消を請求しました。一七名の氏名と当時の組合役職は以下のとおりです。

山田幸次（市職委員長）、中島正明（市職副委員長）、野田道法（区職副委員長）、山内幸一（区職書記長）、矢田碩（区職東山支部書記長）、大島鶴松（区職上京支部副支部長）、広岡保（区職上京支部書記長）、浦本信子（区職上京支部執行委員）、永田宗一（区職上京青年部副部長）、坂井泰男（区職上京青年部書記長）、池田妙子（区職上京婦人部書記長）、森田昭（区職上京職場委員）、関知彦（区職上京青年部委員）、小畠直光（区職上京組合員）、藤村恒雄（区職青年部長）、坪田潤平（区職青年部書記長）	人事委員会において、誠反側は一九五二年一〇月八日の第一回陳述から五四年一月一日の最終陳述にいたるまで一三回にわたり、処分は憲法に違反している、処分に確たる理由がない、処分内容が不当であるなどの点を事実に基いて
---	--

指摘し、処分取消を求めました。しかし、人事委員会は、この誠反側の主張に耳をかさず、一九五四年五月八日、つぎのような理由をあげて、処分取消請求を却下したのであります。

一、地方公務員に争議権の制限があるのは当然である。

二、請求者は地方公務員法第三七条に該当する違法行為を行つた。

三、休暇は認められておらず職場放棄である。

四、野田、山内、矢田は違法な決議に参加し、職場放棄を企図したと認められる。

五、中島は市職中央闘争委員長として区職の闘争に同調せよと指令を発したほか、府内に職場放棄を煽動するようなりを貼らせた。

六、山田も中島同様に職場放棄を煽動した。

七、人事委員会としては、地公法第三七条第一項の行為があつた場合、任命権者が同法第二項によつてなすことは、その裁量権の範囲に属し、他の容喙を許さないものと考える。

京都地方裁判所へ提訴して以上のような京都市人事委員会の判定をうけた山田幸次ら一七名

は、このような判定を認めることは、自分たちの労働者としての権利を放棄するにとどまらず、理事者に組合弾圧の新しい口実を与えることになるとして、京都市及び同人事委員会を相手どり、懲戒免職処分及び判定取消しの訴えを起訴することを決定し、同年一月八日京都地裁に訴状を提出しました。

そして、誠反側は京都地裁において次のよう为主張し、懲戒免職処分が不法不适当であることを明らかにしたのでした。

第一に、地公法第三七条は、憲法第二八条が保障した労働者の団体行動権を制限するもので違憲である。従つて、地公法第三七条を理由とする懲戒処分は無効である。

第二に、被告は、上京支部関係組合員の休暇届提出は職場放棄であるから地公法第三七条が禁止した争議行為であり、これに参加した者は当然処分し得ると主張している。しかし、年次有給休暇は、届の提出によつて効力を生ずる形態であり合法である。また、被告は代替日も指定せず、時期変更権を行使していない。

第三に、任命権者の自由裁量に委された処分であつても、その処分内容が極めて軽い行為に対しても、著しく重いときは、不当を越えて違法なものとなる。よつて、そ

の違法な処分に對しては、取消しを求めることができる。

第四に、山田、中島、野田、山内、矢田は組合員に対し、違法な争議行為を行ふよう煽りそそのかした事実はない。

第五に、野田、山内、矢田が中央委員会における決議に参加したことを理由に、違法なことを共謀したり、企てたりしたということはできない。

第六に、野田が中央闘争委員長として、中央委員会の議決に基き、各支部に指令を出したことは、執行機関として当然のことを行つたのにすぎず、違法ではない。

第七に、被告は、職場における情勢報告や立ち上れ、しつかりやれなどの激励も違法となると主張しているが、こうした觀点に立つなら、組合員の職場におけるすべての報告はもちろん、弁護士や学者の組合員に対する講演さえ煽動行為となる。

しかし、京都地裁は以上のような原告の主張を斥け、事件の実態にふれることなく、ただ一斉休暇闘争という外形のみをとらえて違法とし、一九六〇年三月二十五日訴えを却下しました。

そこで誠反側は直ちに、大阪高裁に控訴し、法廷闘争をつづけることとしましたが、誠反内部の結

集の弱さや、対応の不十分のため最後まで公判を維持することができませんでした。

解雇反対同盟のその後のたたかい

京都地裁における法廷闘争がづくなかで、一九五七年総評第七回大会がレッド・ページ事件など不当弾圧反対闘争にとり組むことを決議しました。そこで京都市の誠反関係者は、同年九月、「京都市職の藤木副委員長、京都市水労の伊藤委員長の出席を得て会を開き、一九四九年のレッド・ページ犠牲者、五二年のストライキ犠牲者を一つにした組織として京都市不当解雇反対同盟を結成することを決定しました。

この会合では、会長に山田幸次を選ぶとともに両事件の真相や関係者の復職問題などを、市職、水労両組合のなかに拡げていくことを確認しましたが、京都市不当解雇反対同盟のたたかいは、全国的な運動の広がりのなかで、いま一つ盛り上りを欠き、前記のように大阪高裁における公判を維持することができませんでした。

しかし、一九七〇年代に入つて京都市解反の運動も高まりを見せ、七一年七月にストライキ関係者は、市職労に対して、「五二年のスト

ライキ問題の解決を、市職労の権利闘争の一環としてすすめてほしい」と要請を行うとともに、船橋市長に対しても、市長選の公約に従い関係者全員の職場復帰をはかるよう要望書を提出いたしました。

一方、自治労本部は、こうした運動の高まりのなかで一九七四年の两年にわたって船橋市長を決議しました。そこで京都市の誠反関係者は、同年九月、「京都

市職の藤木副委員長、京都市水労の伊藤委員長の出席を得て会を開き、一九四九年のレッド・ページ犠牲者を一つにした組織として京都市不当解雇反対同盟を結成するこ

とを決定しました。

この年、無所属宣言をした高山義三市長は、転載させてもらった文献資料「抵抗の群像」全日本自治団体労働組合不当解雇者復職対策協議会、一九八四年四月)で明らかのように、京都市職員の大量首切りをおこないました。資料では、「豆区役所」を出張所としていましたが、もう少し詳しいれば、

京都区職、市職の行政整理反対闘争 —血のメーデーの年—

浦本 信子

一九五二年、もう五〇年以上前のことになってしましましたが、この年、無所属宣言をした高山義三市長は、転載させてもらった文献資料「抵抗の群像」全日本自治団体労働組合不当解雇者復職対策協議会、一九八四年四月)で明らかなように、京都市職員の大量首切りをおこないました。資料では、「豆区役所」を出張所としていましたが、もう少し詳しいれば、この年、吉田内閣は「定員法」

によって、公務員一二万の首切り（行政整理）をおこなう方針を示していましたし、財政難に悩む自治体の労働者への攻撃は大変厳しいものでした。京都府内、舞鶴市や田辺町でも人員整理が始まっています。

この「豆区役所」廃止とあわせて、強行反対を掲げたものに、職前の徴兵制度につながりかねない新設の「住民登録制度」があります。「独立」と引き換えて「破防法」が制定、第二三回メーデーは「血のメーデー」となり、京都でも、会場が二条城前に変更、解散地点の円山公園では警官が襲い掛かり、逮捕者が始末で、戦前への回帰への危惧が労働者の危機感となつて共有されていたと思います。

当時はとにかく夢中で「間違ったことではない」という確信もありましたし、多くのなかまがいたからこそ闘いに加わることができたと思います。二二年に入所してから、組合活動で頑張ってきたけれど处分を受けるかもしれないと思ってはいても、「公務員法」でストは非合法化、懲戒処分の対象とされていただけに、勇気と決断のいることでした。

「懲成免職処分」後、私自身は人事委員会における闘い（この時

の人事委員会でのやり取りは「地方公務員法第三七条論争（京都市人事委員会記録）」（京都市区職員反同盟）等のガリ版刷りの資料が残されています）、京都地裁での裁判闘争など、復職を目指す闘いに参加することになるのですが、訳あって、三二年一月から「内職友の会」で仕事をするようになり、折々の会議などへの運動参加に限られるようになります。弾圧を受けたなかまも同様でした。次の職や運動に足を踏み出しながらも、七〇年代半ばまでは、積極的に運動に関わったといえるのではないでしようか（五七年に結成された「京都市不当解雇反対同盟」はニュースも出していました）。

会長でもあった山田幸次さんとともに自治労の全国大会への出席（現在は自治労連の全国大会への出席になりましたが）、船橋市長への復職要望書の提出等に関わりながら、様々な論議もおこなつてきました。レッドページ犠牲者である四九年組（当時はこんな呼称を使っていました）に解決の目途がたつた時、会として更に、五二年組の名誉と権利の回復を目指すこと改めて論議しあつたことなどが記憶に残っています。

最近では、四七年目の総括として、中西、広岡、坂井、森田、野

田さんたちと、近況報告と交流を兼ね南禅寺での会合（京都解反二七年組九九年総会）を持ちました。には毎年交代で出席（自治体労働者運動の「分裂」の為に、八九〇九年開催されませんでしたが）してきましたが、私たちの思いは「幾多の辛酸をなめ、なかには志なかばで既に死亡した人々も」いるだけに、「このような不當な処分がいつまでも放置されてきたことに改めて強い憤りを覚え」ていることがあります。（括弧のなかは九六年に出した京都市長宛申しおれ書からの引用です）。

一九九九年から上京区役所の退職者で、年に一度「二八、上京の会」（上京区役所昭和二八年当時）在職者の集いとして発足し、二回目から、二八年前後に在職している人たちにも案内が送られるようになりました）という親睦会が開かれています。私も二回目から出席させてもらっています。解雇され、しかもわずかな期間でしかなった私に、出席の案内をしてくださいました。私が大事にしてきたかたなま、私が大事にしてきた働くものの絆を改めて感じています。

二〇〇六年度総会のお知らせ

日 時 六月二四日（土）一時三〇分～四時

ところ ひと・まち交流館京都（下京区河原町正面）

二階 第一会議室

講 演 「中国は今、なにを考えているか」

大西 広 氏

（京都大学大学院経済学研究科教授）

短歌『障害者自立阻害法』成立

黒住 嘉輝

編集後記

障害者の声に耳かさず「応能」を「応益」に変えし「自立支援法」支払能力なくば親兄弟に求める「福祉は買うもの」局長答弁障害を補う最少の介助まで利益と見做し負担金を課す

重複の者ほど負担の増えるしくみ「応益負担」の「自立阻害法」

僅か二年「支援費制度」破綻させ 役人の責任取りしを聞かず措置・支援費責任次々に放棄して「応益負担」の次に来るもの

健常者も生き難き世を障害ある人ら新たなる負担に喘ぐ

払えざる者に押しつけし負担のこと問われ記者会見に言葉つまらず「所得保障考えねばならぬ」退任の会見に涙見せたる尾辻厚労大臣八十兆空前の利益あげている大企業の法人税率元に戻すべし

『東史郎日記』で自らの体験にもとづいて南京虐殺事件を告発した東氏が逝去された。同氏は右まれていた。然し東氏の誠意は中国人科学者を動かし、哀悼文が届いた。ここに関係者の同意を得て掲載した。

新自由主義的行政改革が小泉内閣の下で進行し、国民と労働者の犠牲の下に公務員のリストラも進行しようとしている。五年前におこった京都区職・市職の行政整理反対闘争の当時のレポートを掲載させて頂いた。

女性の民主知事は残念ながら実現しなかった。しかし千葉七区選、基地移転問題をかかえた岩国・沖縄市長選、そして中川政調会長の息子が立候補した東広島市長選と、自民党候補が全敗した。こうした動向のはらむ新しい意味を注目したい。

(T·I)

表紙画作者・執筆者紹介

田中 弘

たなか ひろし
故人。元日本共産党京都府委員長。

浦本 信子

うらもと のぶこ
不当解雇者復職対策協議会。

宋 恩 荣

ソン・エン・ロン
中国中央教育科学研究所研究員。

黒住 嘉輝

くろすみ よして
る 歌人。本誌編集委員。退職教員。
京都市西京区在住。

村島 昭男

むらしま あきお
甘南備文庫。

千葉県松戸市在住。



会および会報については、
左記へご連絡下さい。

「事務局」

〒六〇六一八一〇七

京都市左京区高野東開町

一一三 第三住宅

三三一三〇二 井手 幸喜

TEL FAX ○七五七二二一三八二三